

給付の対象基準

出生直後に次の1または2の症状が認められ、医師が入院医療を必要と認めたお子さんが養育医療の対象となります。

1. 出生時の体重が2,000グラム以下のもの

2. 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

一般状態

- ・運動不安、けいれんがあるもの
- ・運動が異常に少ないもの

体温が摂氏34度以下のもの

呼吸器、循環器

- ・強度のチアノーゼが持続するもの
- ・チアノーゼ発作を繰り返すもの
- ・呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、または毎分30以下のもの
- ・出血傾向の強いもの

消化器

- ・生後24時間以上排便のないもの
- ・生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
- ・血性吐物、血性便のあるもの

黄疸

- ・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの(重症黄疸による交換輸血を含む)